

登録免許税非課税「証明願」の提出書類に係る補足説明

- 1 境内地（境内建物）証明願[別紙様式] 2通（申請用・証明用各1通）
 - ・ 境内地、境内建物欄については、登記簿謄本の表題部どおり正確に記入してください。
 - ・ 証明願の下部に知事の証明文を記載しますので、7cm程度の余白を空けてください。
 - ・ 証明願に、捺印は押さないでください。
- 2 添付書類 各1部
 - (1) 境内地・境内建物明細書[別紙様式]
 - ・ 境内地・境内建物の明細を登記簿謄本の表題部どおり正確に記入してください。
 - (2) 責任役員会議事録の写し（法人の意思決定等を示す書類）
 - ・ 取得する物件、理由、用途、経費等の記載のあるもの。
（議事録が2枚以上にわたるときは、袋とじ又はページの間に割印すること。）
 - ・ 議事録に取得の理由、用途、経費の記載が無い場合は、これらを明らかにした「理由書」を添付すること。
 - (3) 規則の定めで(2)以外に必要とする手続きがある場合
 - ・ その他の機関の議事録・同意書の写し
（その他の機関とは総代会、信徒総会など、規則で議決・同意を行う機関として規定されているものを言います。）
 - ・ 包括宗教団体（管長）の承認書の写し
 - (4) 規則の定めで公告を必要とする場合
 - ・ 公告証明書[別紙様式]
 - ・ 公告文の写し
 - ・ 公告した状況が分かる写真（公告文が判読できるもの、掲示板、法人事務所等）
 - (5) 権利関係を証する書類
 - ・ 今回取得する土地、建物の登記簿謄本（3か月以内に交付されたもの。）
（土地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は農地転用届出書の写し及び受理通知書の写し）
 - ・ 売買契約書等の写し、寄付証書の写し等
（契約書などが2枚以上にわたるときは、袋とじ又はページの間に割印すること。）
 - ・ 建物が申請対象の場合は、建築確認による確認通知書の写し、検査済証の写し、建物表示登記簿謄本（3か月以内に交付されたもの）
 - (6) 礼拝施設建設用地の先行取得の場合
 - ・ 誓約書[別紙様式]に、建築工事請負契約書の写し、建築確認による確認通知書の写し、工事工程表、公図、建築設計図、建物配置図、建物平面図（間取図）を添付すること。
 - ・ 誓約書には、取得した不動産を「必ず宗教の用途に供する」旨が記載されていること。
 - ・ 工事完成後に完成写真を提出すること。（既存建物を取得し工事を施工する場合を含む）
 - (7) 物件の現況を示す書類
 - ・ 写真 外観：2方向以上、看板等
内部：風呂、便所、物置等を除く各部屋1枚以上、現況が確認できるもの。
※ 写真に番号を入れ、撮影方向を建物配置図、平面図等に明示すること。
 - ・ 境内地の場合は、公図、境界が確認できる書類（地積測量図又は境界杭の写真）
 - ・ 境内建物の場合は、建物配置図、建物平面図（間取図）←各部屋の用途を記載
 - (8) 現地案内図（付近の見取図：住宅地図のコピーでも可）

(9) 所轄外法人

- 文化庁、他都府県、道内他振興局が所轄庁となっている宗教法人が申請する場合は、法人登記簿謄本（3か月以内に交付されたもの）及び法人規則の写し並びに法人の印鑑登録証明書を添付すること。

3 その他

- 添付書類は、具体的なケースによって違いがありますので、お問い合わせください。
- 「写し」を提出する場合は、余白部分に次のような原本証明をしてください。

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和 年（ 年） 月 日

宗教法人「 ○ ○ ○ ○ ○ 」

代表役員 □ □ □ □ □ □ 印